

## 市民文教委員会会議録

平成22年8月9日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 12:14

委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。「環境について」を議題といたします。明星寺地内における産業廃棄物処理施設の計画について、執行部の説明を求めます。

環境整備課長

明星寺地内におきます産業廃棄物処理施設の設置計画についてご報告いたします。

資料の1ページ、一番表の部分でございます。お願いいたします。まず、計画の概要でございますが、施設は産業廃棄物の中間処理を行う破砕施設で、処理する産業廃棄物の種類は(1)にございます、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず等でございます。次に、設置場所でございますが、明星寺1567番地33で、設置者は嘉飯山砂利建設株式会社でございます。施設の概要につきましては、破砕機2基でございまして、処理能力がそれぞれ1日当たり473.6t、161.6tでございますが、それぞれが操業するというのではなく、ベルトコンベアで連動した中で、細かく砕いていくといった作業になりますので、1日あたり処理能力としましては、最高161.6tまでということになるというふうに思われます。また、この処理されたものにつきましては、有価物として建設会社等へ販売されることとなります。

次のページに、設置者から県に環境調査書が提出され、市に意見書の照会が来てからの経過について整理したものを付けております。

3ページをお願いいたします。3ページには県、次4ページでございますが、これには市の責務と権限を法的に整理したものを付けております。その内3ページの県の責務と権限でございますが、紛争予防条例に基づくものの中から一部説明いたしますと、上段から産業廃棄物処理施設の設置が適正かつ円滑に行われるように、設置者に環境の保全に配慮するように指導するとともに、周辺住民の産業廃棄物処理施設の必要性等に対する理解が得られるよう努めること。環境調査書の提出を受け、地域指定基準に基づき市町村の意見を聞いたうえで指定地域を定めること。設置者が正当な理由なく説明会を開催しないときは、期限を付して開催するよう求めること。説明会に職員を立ち合わせることができること。意見、見解書、市町村の意見に十分配慮し、環境の保全上の見地から必要があると認めるときは、設置者と周辺住民双方の意見の調整を行うこと。意見の調整にあたって、必要に応じて、福岡県産業廃棄物審議会の意見を聞くことなどがまずございます。また、廃掃法に基づくものにおいては、産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことなどがございます。

4ページをお願いいたします。市の責務と権限でございますが、紛争予防条例に基づくものの中から一部説明いたしますと、一番上の上段から紛争の予防及び調整に関して、県が行う施策に協力するとともに自らも紛争の予防及び調整に努めること。地域の指定について意見を述べることなどがございます。また、下の市の自然環境保全条例に基づくものにおいては、上から4段目ぐらいになりますが、4項目、不適正な事業活動の早期発見及び防止のため、自然環境の変化に注意を払うよう努めるとともに関係機関との連絡調整を行うこと。その下、不適正な事業活動が行われ、またはその恐れがあるときは、直ちに現状の調査を行うことなどがございます。

5ページをお願いいたします。産業廃棄物処分場設置に至るまでのフローでございます。このフローでご説明をしていきたいと思っております。現在は、上から3段目のところでございます。

の指定地域について市町村に意見照会というのございますが、このところでございます。につきましては、あくまでも設置者である嘉飯山砂利建設株式会社が説明会の開催等について、周知しなければならない地域指定のための意見書であります。この説明会には、どなたでもお出でいただけますので、市としましては説明会の日時等につきましては、市報、ホームページ、隣組回覧等によりまして、幅広く周知するように考えております。そして、設置者より環境調査書の説明会が行われるわけでございますが、行われた後、住民側からの意見書の提出というふうになるわけでございます。この意見書につきましては、説明会にまず参加、不参加にかかわらず、どなたでも意見書の提出ができるものでございます。この説明会の折に、各いろいろな意見があると思っておりますが、そういった意見をこの場に出していただくということでございます。その後、設置者より各いろいろな意見を住民の方からいただいたものを踏まえ、見解書が県に提出され、県よりこの見解書が市に送付されるといった運びになります。市としましては、この見解書、意見書等を十分に踏まえ、環境保全上の意見書 を提出するといったこととなります。

こういった運びの中で、合意がどうしても得られない、不成立といった場合には、右側でございます幹旋のところでございますが、幹旋といったことになってまいります。この幹旋につきましては、設置者側だけではなく、市民側からも、幹旋の申請ができるというふうになっております。次6ページから7ページにつきましては、この前ページ、 から というところのですね、条文等につきます内容の部分詳しく書いてございます。

8ページをお願いいたします。8ページ、9ページにおきまして、当初提出を予定しておりました意見書を添付させていただいております。そして、10ページでございます。この10ページに、その意見書におきます設置者が周知する指定地域と申しますか、300mといった範囲を円で囲んでおります。次の11ページから17ページには紛争予防条例、18ページから27ページには飯塚市自然環境保全条例をそれぞれ添付させていただいております。以上簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め全般にわたる質疑を許します。

永露委員

ただいまの説明を伺いましたけども、言葉、あるいは内容等につきまして、非常に専門的なことも多分に含まれておりますので、なかなか私どもも理解できなかったわけですけども、いわゆる細部については省きますけども、まず基本的なことについてお尋ねをいたしたいと思っております。今の説明の中に出てきておりました市長が県知事に対して送付する意見書ですね、まず、この意見書等はどのようなものであって、またその効用、効能と言いますか、効力と言いますか、意見書の効力等についてはどのようなものなのか、まずお尋ねをいたします。

環境整備課長

まず の意見書のところでございます。資料の6ページを見ていただきたいと思います。6ページ、一番上段にこの の意見書のところについて説明をさせていただいておりますが、この意見書につきましては、紛争予防条例第7条、第10条ということで、公告後に、設置者、事業をやられる方が開催する地域を指定するものでございます。指定地域内に説明会を開催する適当な場所がない場合は他の場所であるということになるわけでございますが、あくまで開催地域、説明会を開催する地域といったところをどの範囲で事業者は周知するかというところの意見書でございます。

先ほど、内容についても説明しましたが、設置者が周知する範囲、市のほうが当然それ以外の範囲という部分について、ホームページ、市報を回覧等で周知するというところで、市内全域にこういったことがございますといった部分で説明会があります。いったところを周知するようなかたちになるわけでございます。この意見書につきましては、市町村は意見書を提出しな

ければならないとの明文の規定はありませんが、知事は、市町村の意見を聞いたうえで指定地域を定めなければならないというふうに規定されておりますので、指定地域の設定に係る意見書を市町村が提出しなければならないのではというふうに考えております。

永露委員

お話によりますと、それが例えば、今私がお尋ねいたしました意見書と今、課長は提出しなければならないと義務づけがなされておるといふふうに言われましたけども、法の中では義務づけはなされてないんですね。それをただ法の中では、要するに、うちで言えば、市長が意見書を知事に提出することができるという文書なんですね。提出することができるという文書なんです。あなた方の解釈というか、県の解釈もそうなんでしょうけども、この内容を持って遅滞なく意見書を作成し、県知事に提出しなければならないという義務事項という判断をされておるんですけども、何を以てそのような判断をされておるのか、お尋ねいたします。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:12

再開 10:13

委員会を再開します。

環境整備課長

委員おっしゃいますように、法的な部分というのは確かにございます。私どもとしましては、紛争予防条例の第7条の市町村の聞いたうえで、環境調査に係る指定地を定めなきゃならないというところで、意見書を求められるというところで、市町村としまして、その説明会を開いていただくことで、産業廃棄物処理施設、どういったものを建てられてされるのかといった内容等々をですね、詳しく話をいただけるということを考えております。そういった中で、県からの意見書の提出を関係調査書が県からまいりますので、それに基づいて早めに地元の方達にいるんなことを説明していただき、相互理解のもとに、この事業が進んでいくのかどうかちょっと分かりませんが、この事業がどういったことが、地元の方達によく説明して理解していただくための説明会を開いていただくために、こういった意見書について提出したいというふうに考えております。

永露委員

あなた、何を言っているのか自分で分からんでしょ。私も分かりません。あなた、今の私の質問に対して答えられないから、端的に答えられないから、別のことで何となくうやむやに答弁をしたんですよ。そうなんですよ。だから、あなた端的に答えられないんでしょ。なぜ法律の文章では意見書を提出することができるという、これは意見書を提出することができるというのは市長に対しての提出権、すなわち権限を付与したんですよ。だから、本当の意味で言えばね、これは提出しなくてもいいんですよ。しないこともありうるんですよ。ところが、これを提出しないことには県知事が許認可出来ないんでしょ。許認可出来ないから、そういうことがあって困るから変な解釈をしとるんですよ。本来は、各市町村のところにいるんな問題があれば、そこでストップできる権限が与えられておるんですよ。この文章はそうでしょ、この法律は。だから、意見書の提出をすることができるという文章になっておるんですよ。ですから、私は当初お尋ねをいたしました法律の文章では、意見書を知事に提出することは出来るというのをあなた方は県もそうかもしれませんが、遅滞なく意見書を提出し、知事に提出しなければならないという義務づけをここで課しておるんですよ。ですから、法律の内容とあなた方の米印でね、変な説明文書を書いておりますけども、これの整合性と言いますかね、おっしゃってください。

環境整備課長

申し訳ございません。先ほど委員のおっしゃいました市町村の意見を聞くことが出来るとい

うことがあったかと思いますが、提出することができるということでは、私どもは考えておりません。出来るということではなくて、あくまで指定地域説明の説明会を開くための指定地域の部分でございまして、第7条にもございますように、知事は、市町村の聞いたうえで、環境調査に係る指定地域を定めなければならないということでございますので、それに基づいて市町村としてこの指定地域について意見書を提出しているということでございます。

永露委員

全く不可解な答弁ですね。別の観点からお尋ねいたしますが、仮に各市町村からの意見書がなければですよ、あなた方はそれが義務づけられておるといように解釈をされておるんですけど、なければ県知事はいかなる許認可も出来ないでしょ。いかがですか。

環境整備課長

今、委員おっしゃいますように、この指定地域の設定の意見書につきまして、市町村が意見書を提出しなければ、県は指定地域の設定を行うことが出来ず、結果として同条例に基づく手続きが停止といったことになります。

永露委員

ですから、この意見書というのは、それほど大きな意味があるんですよ。いわゆる事業の許認可に対して。最終的な権限は当然知事が持っておりますけども、その前段として、各地方自治体の市町村の長の意見書というものを不可欠なものとしておるんですよ。これがなければ、一切の許認可は出来ないというふうな現状なんです。ですから、今、私が当初申し上げましたね、これは12条ですか、紛争予防条例のね、12条で意見書を提出することが出来るという非常に少し曖昧な表現になっておるものを県も含めて、あなた方の解釈は、それを県知事に対する義務付けだというふうな解釈をしておるんですよ、義務付けだ。それほど、この意見書の持つ意味合いは大きいんですよ。今申し上げましたように、これがなければいかなる許認可も出来ないんです、県知事といえども。それほどね、この県知事に提出する意見書というものは、それほど大きな意味合いを持つがゆえにね、やはり一番大事なものは、その地域の方々の話を聞くということが法律の中では当然認められておりませんけども、この意見書を提出するにあたっては当然、法律の中ではそれは含まれておりませんけども、当然そういうものも勘案した中での意見書の提出をしなさいというふうに私は理解しとるんですが、いかがですか。

環境整備課長

今、委員がおっしゃいました第12条でございますが、これは意見書の3のところになってまいります。12条におきましては、環境の保全上の見地からの意見を有しているものというところがありまして、意見書を知事に提出することができるということでございます、今回のところは第7条のところでございます。あくまで地域指定のところでございます。ですので、環境保全上につきましては、当然地元のほうの説明会を開いていただきまして、各意見、いろんな意見が出されると思います。そういった意見を地元の方から意見書を当然出していただきますが、先ほど資料の説明でも申しましたように、その意見書、見解書等を踏まえまして、市のほうから意見書に係る分ということで、第12条がその意見書の部分になるわけでございます。

永露委員

いずれにしてもね、この意見書の持つ意味合いというのは大きい。大きなウエイトをね、知事は許認可を与えることに関して、この自治体からの意見書の提出というものは非常に不可欠なものであるという認識は、もちろん先ほど課長もされましたですね。ですから、そういう大きな許認可に対して、大きな影響を与える意見書の提出については、私はより慎重になるべきだと思います。その慎重になるべきだという意味の中にね、やはりこういう環境とか、騒音とか、環境の問題に関して今やっぱり地域の方々の考え方が昔と違ってきております。ですか

ら、より慎重にならざるを得ないというふうに思っておりますので、例えば、今意見書を提出する際についてもね、当然住民の方々の意見等を十分にくみあげて、その上で、意見書を提出するという段取りを私は当然踏むべきだというふうに思っておりますが、そのようなお気持ちはいかがでしょうか。

環境整備課長

意見書につきましては、委員おっしゃいますように、当然各地元周辺地域の方たち、いろんな方たちが、地元説明会を設置者のほうが行いますので、その折に、いろんな意見を出していただく中で、環境保全上の意見については取りまとめて、環境保全上の意見につきましては市のほうといたしまして、しっかりしたものを出していきたいというふうに考えております。その前段といたしまして、今回の意見書でございますが、これは設置者が、設置者として周知を図ると、説明会を開催するための周知を図るという部分の地域指定でございますので、その指定をしまして、設置者がその周辺のところを説明会を開きますといった内容のことを周知いたします。それ以外のところにつきましては、当然市のほうで周知をするといったところで、説明会を開催し、そういった中で、環境保全上の意見書を市のほうとして考えて出していくといったことでございますので、委員おっしゃいます分につきましては、説明会後の意見書の部分というふうになると考えております。

永露委員

あなた方が県知事に提出いたしましたこの経過の中でですね、意見書を県に送付という欄がありますね。これは、7月の9日になっております。7月の9日にあなた方は市長の意見書を県に送付いたしております。その日のうちに。これは潤野上区自治会からですか。意見書についてのさまざまな要望がありますということの話があって、この意見書をその日ですよ、受理を保留するように県に要請をしておるんです、その日のうちに。出したその日のうちにちょっと保留してくれと。その理由は、やっぱり地元からのさまざまな意見が出てきておると、問題がありというようなね。意見が出てきておるので、すぐ受理を保留してほしいという要請をその日のうちに県にしておるんですね。ということは、あなた方は、この7月9日に県知事宛てに出されました意見書の内容というものが、県知事への提出に際してやはり地元の意見等をしっかり聞いたうえで、やるべきだという認識があったからこそ県に対してすぐその日の内に受理を保留してもらったんじゃないんですか。

環境整備課長

これにつきましては、当初300mということで考えました時に、明星寺自治会、潤野上自治会がその範囲となってまいります。しかし、自治会長からのお話をいただきました折に、この中の文書のことでいくつかお話をいただきました。私どもとしましては、具体的なものいろいろありましたけど、あと地区的なもの、当然明星寺団地自治会が隣でございます。明星寺団地自治会がその300mから若干のところにあるわけでございますが、潤野上、明星寺ということだけでなく、明星寺団地自治会もそういった周知してもらう中には考える必要があるんじゃないかといったところを私どもも考えまして、中で検討しまして、それでちょっとそのところをその後、各自治会代表者の方がおられますので、そういったところとまた詰める必要があるんじゃないかといったところもありましたので、そういった意味でこの部分については、県のほうにちょっと待ってくれという話をさせていただきました。あと保全上の粉じん、騒音、各いろいろございます。そういった内容についても話をいただきました。そういった分につきましては、次の説明会の折に、設置者の方に言っていただきながら、意見集約を図りたいということで私どもは考えておりました。そういった部分で前段としまして、明星寺、潤野上だけではなく、明星寺団地町内会も周知してもらう必要があるのではないかとといったところも踏まえて、この始めの意見書につきましては、その担当者の前段ということで止めていただいたという経緯でございます。

永露委員

副市長か市長になるか分かりませんが、最終的にこの意見書の送付にあたっては、一番最後の欄に市長の印鑑を押されておられると思うんですけども、まずそのとおりですか。副市長でも結構ですが、答えて下さい。

市民環境部長

お尋ねのとおりでございます。

永露委員

事務的なことは私分かりませんが、これについては副市長も押すんですか。押しませんか。どちらですか。

副市長

押しております。

永露委員

先ほどから私は申し上げておりますように、こういう業種の県知事の許認可にあたって、非常に大きなウエイトを占めるであろう意見書の送付については、当然今お話がありましたように副市長も市長も印鑑を押しておられる。了承したということですね。了承しております。副市長、市長が多く、例えば役所の事務のことでね、すべてを100%を把握するというのも無理かも知れませんが、こういう問題についてはやはり大きな注意を持ってやるべきだと思うんですよ。当然各所管から副市長なり、あるいは市長に対しての報告なり説明を当然しておられるはずですよ。しておられるはずだと思うんですよ。されておられると思います。その際に、担当部課としてはどのようなご説明をされておりますか。

環境整備課長

この意見書の提出につきましては、市長決裁までいただいておりますが、この内容につきましては、あくまで設置者が説明会を開催する地域の指定というふうなとらえ方でございますので、そういった内容で説明をしております。

永露委員

ではなくて、あなたがそう言いますが、最初から申し上げておりますでしょ。この意見書がないと許認可できないんです。ということをお認めになりましたですね。それだけに、この知事に対する意見書の提出というものは、知事の許認可に大きな影響と言うよりも大きいところではない、すべての影響を与えるんです。それだけ大きなウエイトを占めておられる意見書を提出する。それも市長名ですよ。かたちの上では市長が提出するんです。それに対して、例えばあなたは今地域の問題だけ、法的にはそうかも知れませんが、地域問題、地域の指定の範囲の問題だけという法的にはそうかも知れませんが、それだけじゃない問題をこういう、例えば環境の問題とかについてはね、いろんな問題を含んでおられるんですよ。ですから、当然法的にはそういうことは義務付けはされていないけれども、やはり地元住民の声を聞くとかいうことも当然考えられることなんですよ。ですから、そういうことも含めて、副市長なり市長に具体的にご説明をされるべきだと、それほどこの意見書の提出というものが大きなものが問題だということ踏まえて、副市長なり市長にご説明をあなたは当然されておられるべきだと、されなければならないというのは、私は思っておりますが、そのようなかたちでご報告なりご説明をされましたか。

環境整備課長

先ほども申しましたように、今回の意見書の決裁につきましては、設置者があくまで開催する説明会を開催する地域の指定ということで、委員おっしゃいました部分につきましては、その説明会を開催していただきました後に各意見が、地元のほうから出てまいります。そういったところで、また意見書の提出になるわけですから、そういった部分では当然市長、副市長にも十分地元の意向、また業者に対する見解書の提出状況を踏まえたところで、市のほうで意見

書を取りまとめるという部分で、決裁の中で当然説明してまいりたいというふうには考えておりました。

永露委員

ということは、今後説明していききたいというふうに思っておったということなんです。ですから、あなたの言ようことはね、これから起こるであろういろいろな地元住民とのいろいろな摩擦とか問題等については、あなたの言い方、言葉変えますけど私たちは関係ないんだと、という言い方なんです。それは、出てきて業者がやるべき問題であると、しかし、こういう環境とかいう問題に対して、そういうことはもう当然、今までの例を見られてもお分かりでしょう。当然そういう問題が起きてくるということは想像つくことじゃないですか。ですから、法的に私達がすることいらんから、あとは業者が説明会してまとめるだけの問題だということではなくて、例えば、この意見書を提出する時点で、やっぱり行政として地元の方々との意見の交換とか、というものをね、私は、法律で定められてなくても、行政としてはある意味でやるべきだと、それが行政の務めじゃないんですか。部長、何か言いたいそうですけども、言って下さいよ。

市民環境部長

まさに、質問委員がおっしゃるとおり、私どもといたしましては、今回の件につきましては、最終的には県の許可という運びで、廃掃法なり、この紛争予防条例に沿って今開始になっておるところでございますが、いずれにしましても、私達は、この飯塚市の環境保全を守るために、当然飯塚市の自然環境保全条例も定めております。

例えば、内住の問題、私がおりました穂波の高田の問題等、他にも少々ございますけども、そういった大きな問題であっても、今まではただ単に反対、しかしながら、結果として県が許可をした。そういった例もございますので、私どもは決して今回の件も県の許可権で事が済むと、また、その中で、私たちは十分に皆さん方のご意見なりまた地域住民のご意見を聴きながら、県と連携してですね、この事業が適正に行われるように現場にも行きながら、いろいろ見ていきたいと考えております。

また、先ほどから担当の課長が申し上げておりますのは、今回のこの意見書につきましては、確かに、質問委員がおっしゃるとおり、条文の中でははっきりと出さなければならないというふうには規定しておりません。一つの例といたしましては、他の自治体の中では、ただ単にこの指定の地域、この範囲については、ただ単に意見なしというふうにいたしておるところもあるように聞いております。また今回、私どもは先ほど申した気持ちの中で、担当課長、係長、担当者いろいろ話をしました。また、いろいろ地域の方々からいろいろなご意見が出るといところで私も聞きましたし、その辺を踏まえて、当初県に出しましたこの意見書につきましては、粉じん、騒音、いろいろな問題を含めた中で適切に対応していただきたいと、そういった旨を付記してですね、意見を出したところでございますが、その後、申出書も出とりますけども、内容を見てみますと、ひょっとしたら、これはもう今でも施設を動かしたとるんじゃないかとか、他にいろいろ問題があるんじゃないかとかいうことも感じとりましたので、県と今状況はどうなるとるとかといったことも、この短い期間でございましたけども先週意見交換をしたところでございます。

そういったところをいろいろですね、しっかり地域の方のみならず、これ飯塚市の問題でございますので、水質の管理とかも疎かにしてはならないと思っておりますので、いろいろな観点からですね、適正に環境の保全が守られるように私どもといたしましては、この紛争予防条例の手に沿ってですね、説明会を開かれることがまずは紛争の予防につながっていくものと考えておりますし、仮に、説明会が開かれない、この地域の中で、この300mの中で、事業者に対して周知をなささい、その意見なしと市が行った場合でもですね、先ほどから言われますこの許認可というものにつきましては、環境保全上のご意見というものは様々なかたちで出せ

ますので、それを受けるかたちの中で、事業活動が廃掃法では阻害することを既定しているものではございませんので、例えば専門家、審議会の意見を聞きながら、進んでいくものと考えております。長くなりましたが、以上でございます。

松本委員

この意見書の件が今出ております。今、部長の答弁聞きましたけどもね、部長の答弁も課長の答弁も何をおっしゃったのかよく分かりません。難しい上にもってきて、余計分かりません。それでちょっと整理をしてお尋ねをします。この回答については、環境整備課をつかさどる部長のほうから答弁をお願いをしたいというふうに思います。先ほど出ておりました市長名ですね、飯塚市長齊藤守史ということで印鑑がついて、このエリアを決める意見書が出ております。これは、先ほど課長が会議のね、皆さん方が会議をする、周知をする範囲だというふうに言われておりますが、これはエリアを決める意見書、大切な意見書というふうに私は認識をしておりますが、そのとおりでしょうか。

市民環境部長

この条例に沿いまして、前段に担当課長がこの進み具合というのを説明いたしておりますが、（「委員長」と呼ぶ声あり。）

松本委員

いろいろ言わなくていいから、この今の意見書はエリアを決めるための意見書ですか、そうでないですかということをお尋ねしているんで、違うなら違う、そうならそう、そこだけお尋ねいたします。

市民環境部長

この意見書につきましては、設置者が説明会等を行うために周知すべきエリアの決定と、市としての考え方ということでございます。

松本委員

あなた方は説明会をするエリアと課長も先ほどから言われていますけれども、そのエリアというのはそれだけですか。私どもは分からないからね、あなた方にお尋ねをしているんです。私どもも飯塚市の環境をこれ以上悪くしないようにということで、今日急遽予定のなかった委員会が開催をされております。そういうことからすると皆さん方と同じなんです、どうも食い違う。だから、このエリアについてはどうなんですということをお尋ねしているんで、丁寧に、長々ということではないんですよ。わかりやすく説明をしてください。

市民環境部長

大変申し訳ありません。このエリアというのは、この300mというエリアにつきましては、設置者である嘉飯山砂利建設株式会社がある範囲内にある住民の方々に周知すべき意見でございます。それから付け加えますと、その説明会がその地域内、300mの地域内、もしくは十分な施設がその中ではないとかいう場合につきましては、他の施設も考え合わせながら説明会が行われたときには、その300mの範囲内のみならず、誰でもそこには参加をして説明が述べられようになっております。

松本委員

そういう説明会のエリアを聞いたんじゃないんですよ。この今300mと言われました、これが今後ずっと生きていくわけでしょ。あなた方は説明会の会場を決めるためにとか、範囲を決めるためにとか言われているけれども、この300mというのがずっと生きていくわけですよ、今後。それが違いますか、そうですかということをお尋ねしているんです。

市民環境部長

この300mといいますのは、県の紛争予防条例に基づきまして、今回の瓦礫破碎施設につきましては300m以内というふうに規定されております。

松本委員



これはね、300m以内にと規制されているわけじゃないんですよ。産業廃棄物を破碎するための施設からおおむね300mの地域、そして、地形等を鑑み、これを定めなくてはならんと、こういうふうになっとるんです。何も300mをコンパスでしてその中だけですよと、そういうことではないんですよ。これをもうちょっと分かりやすく言うと地形を鑑み、土の凸凹、そういうことだけではなくて周囲のいろんなことを鑑みてやりなさいと、しなきゃいけませんよとそういうふう書いてあるんですよ。そしてまた、この調整に関する条例では先ほども出ておりましたが、知事にそういった事業所が提出をされたらその市町村のトップ、うちで言う市長の意見を聞かなければ、これはできないようになっているんです。その意見を聞くというのが今回の意見書なんです。市長が県に行って話をするとかそういうことじゃないんです。それをもう少しわかりやすく言うと飯塚市としているいろいろな状況があるでしょうと。その状況を市長あなたのほうから出してくださいと言われてるのが今回の意見書じゃないんですか、どうでしょう。

市民環境部長

先ほどの答弁には認識不足がございました。確かにおおむねということでございます。今、質問議員が言われますとおり、私どもといたしましては、市として地域住民の声を十分に反映できるように努めていきたいというふうに考えております。

松本委員

考えられているのか、考えられていないのか分かりません。たぶん考えられているんでしょう。しかし、私たちが見たその足跡というのは、まあ今から論議しますけれども一向に見えてまいりません。どこで、あなた方が、環境整備課が、市民の立場に立って、これはまずいぞと、こういうことはもうすまいやとか、これはもうちょっとこういうふうにしなさいとけないよとかというような経緯は、私には見えません。それで、それはさて置き、市民環境部長がそういうふう市民の立場に立ってやっていきたいと言われておるわけですから、それはそれとしましょう。そうしますとこの意見書を出す前に先もお話があったけれども、環境整備課として何らかのお話し合いはされたんでしょうか、されなかったんでしょうか、課の中ですよ。まず市長のところに行く前に、あなた方は何らかのかたちをとられたんじゃないかなというふうに思いますが、いかがですか。

環境整備課長

当然環境整備課内では係長を含めたところで、この意見書の内容について検討いたしております。

松本委員

それはどういう検討をなされたのか、お示しをいただきたい。

環境整備課長

9ページの意見書の中にございますように大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質等々ございます。こういったものを紛争予防条例の7条と照らし合わせながら過去いろんな施設の折にこういった意見書を提出しておりますので、そういった部分を踏まえ、また一番下のほうに2項目ほどつけ加えておりますが、まず前段の説明会の部分ということで、こういった内容で適切ではないか、適切でないかというところでまとめて出しております。

松本委員

しかし、今回の意見書は、市長名で妥当であると、妥当という判断をされた意見書が出ております。それはそのとおりですか。

環境整備課長

この意見書の中にございますように、妥当なものと考えますということで意見書を取りまとめています。

松本委員

妥当ということは正しいと、間違っていないということですよ。そうしますと、市のあなた方所管の中でお話し合いをされたということですが、どういう話をされたのか、正式には現実出てきませんけれども、それでは、お尋ねをいたしますが、今、飯塚市の中でこういった破砕機を使ってやっておられる会社、そういったところがございますか、ございませんか。いかがでしょう。

環境整備課長

会社はございます。

松本委員

あります。そうしますとね、そこはやはりこの同じ300mという、この枠の中でやっておられるんじゃないかと思いますが、どうですか。

環境整備課長

前段のこの同じような意見書としては、そういったかたちで出しております。

松本委員

それは、300mということで設置をやっておられる。今現在に至っても、それは市民の皆さん方が安心安全、いやいやもう本当によくやっておりますよというような状況なのか、いやいやいやいや、もうこれは困りますとそういう状況なのか、あなた方は把握しておられると思いますが、いかがですか。

環境整備課長

操業された後、苦情、そういったものがないかといったものにつきましては、実際トラック、粉じん、騒音等についてご指摘、環境整備課のほうに苦情があっていることはございます。そういった部分の中で、当然事業者のほうには話をいたしまして、また県...

(「委員長」と呼ぶ声あり。)

松本委員

苦情があっていると、事業者のほうには、環境整備課としては、お伝えをしていると、今、言っておられるんでしょ。その事業者もいろいろ、多分、改良に向けて努力はされておると思いますが、市民が安心でない、不安に思っている、苦情を持っているということは、あなた方は確認をされているわけですよ。そうでしょう。そしたら、その機械の用途というのは大体どれくらいの用途が今ついとるんですか、そこには、破砕機の大きさは。

環境整備課長

お手元にあります資料の1ページ目。

(「違う、違う。」との声あり。)

松本委員

課長ね、ゆっくり人の話を聞いて下さい。今違うところであっていると、その苦情があっていますと言われて、それじゃないですよ、ここに出ているこれじゃないですよ。潤野にあるんでしょ。どこにあるんですか。

環境整備課長

操業されたというところにつきましては、市内で7カ所ございます。ですので、その中で潤野にございます部分につきましては、1日200tの処理能力ということでございます。

松本委員

今現在、潤野で1日200tの処理をする破砕機がついている。企業さんも会社のほうもいろいろ努力をされているでしょうが、市民としては安心安全でない、不安が大変多い。そうしますとね、現実、飯塚市というのは、そういう問題を抱えとるんですよ。そういった問題をこの意見書の中に活かして、飯塚市の意見を聞きますよと言われてよるわけでしょう。そうでしょう。さっき私が申し上げた市長の話の聞くと。それは、今飯塚市が置かれている現状を話してくださいと、聞きますよと、そういうことではないんですか。違うんですかね、どうでしょう。

環境整備課長

今、委員おっしゃいました分につきましては、9ページの意見書の下段、2項目ほど丸で書いておりますが、こういったところで申しますと、国道200号線から施設搬入入口までの3kmほどの間に人家等が多く存在しますので、産業廃棄物運搬車による粉じん、排気ガス、騒音、振動にかかる対策を十分に行う必要があると、そういうことを...

(「委員長」と呼ぶ声あり。)

松本委員

そういうことじゃない、まだそこまでいっていない。先に行きたかろうけども、そこまでいっていないですよ。そのエリアという部分からすると、どうなんですかということを私は聞いとるんですよ。どうですか。現在、既存で300mで、1日200tの処理をしている破碎機がついているところがあります。そこは、会社も努力されているかもしれませんが、市民サイドからは大変不安が多い、そういった問題を抱えているんですよ、飯塚市は。そういったことを今回聞かしてくださいと言われるのが、今回の意見書でしょうも、違うんですか。ふんふんふんと頭ばかりひねりよったちゃ分からん。どうですか。

委員長

暫時、休憩いたします。

休憩 11:00

再開 11:10

委員会を再開いたします。

松本委員

先ほど、そういう会社があると、問題を抱えておると、そういったことを飯塚市の状況を聞きたいと、そういうことではないですかと、今度の意見書案に盛り込まないと当然いかんことではないのですかということをお尋ねしよります。部長、答弁して下さい。私とちょっと論議しましょ。

市民環境部長

県が市に対して求めておるところにつきましては、環境の保全そのものに市の意見を求めておるものでございません。

松本委員

なんですか。何なんです。ちょっと申し訳ありません。

市民環境部長

先ほど来から質疑を重ねております今回のこの意見書につきましては、当然、県の条例に沿って行っておるわけですが、県そのものはこの段階で、市に対して、環境の保全、いわゆる例えば先ほどから出とるような粉じんの問題だとか、いろんな問題その他いろんな意見がこれから出てくると思われませんが、そういったところまでを市に対して意見を求めておるものではございません。

松本委員

じゃ、何を求めているんですか。

市民環境部長

あくまでも、設置者である嘉飯山砂利建設株式会社が届け出をいたしました。この設置者に対して先ほど申し上げましたが、おおむねというのが抜けておりましたけども、おおむね300mの範囲内で、この中に住んでおられる方々に対して、設置者に対してこの条例の中で県が周知をしなさい、いわゆる説明会をいついつ、こういった内容のことを説明しますという周知義務を課したものでございます。

松本委員

そもそも今、部長が300mと言われたでしょう。それが、安易に300mと何で言うので

すかと言おるんですよ。その300mというのは、県のそういう条例か規則かにあるんです。おおむね300m、しかし、先ほど言うように、それには十分地形も含めて、凸凹の地形も含めて、周辺のいろんなことも含めてしなさいよと、せないけませんと、まして、そういった申請が出ている市町村のトップには、市長には、市長の言うこと聞きますよと、意見を聞きますよとあるのは、それは今置かれている飯塚市の現状、そういった諸々、300mで本当にいいのか、300m、いやいや、300mもいりませんよと言うのか、いやそら狭いですよと言うのか、そういったことを諸々含めて、今回は地域のエリアを決める意見書ですから。そうなんですよ。そのことじゃないんですか。

市民環境部長

このエリアと言いますのは、設置者が周知をするエリアでございます。

松本委員

この意見書にですね、地域指定基準である半径300mによる指定地域の設定については、以下の理由で妥当なものであるという今回出ているんですよ、意見書が、市長名で。ということはですよ、市長は正しいですよと言うとるのに、あなた達の言うことによれば説明会の範囲を決めよとですと。今後この300mが500mになるか分かりませんよというようなことを含んで言われよるのかもしれないが、市長はこれは妥当であると、市長名で出されているんですよ。それを今度は部長がいやいやあのとき市長が出したその意見書は、妥当じゃありませんと言うんですか。そんなことは言えんでしょうも。

市民環境部長

その何度も申し上げますが、設置者が周知しなければならない範囲が妥当であるという意見でございます。

松本委員

部長の言うことね、分からん。私には分かりません。この300mというのが、ずっと生きてくるんですよ。今日、地域の皆さんお見えですけれどもね、多分、分かつしゃれんと思えますよ、分かつしゃれんですよ。この300mというのがですよ、永劫続いてくるから、そういうことではなくて、飯塚市は、今の飯塚市の現状を考えて出してくださいと、そして、飯塚市の現状はどうですかという、何力所かそういう破砕機をつけている会社があると。そして、その中にはやっぱり市民の方が迷惑をしておられる、それも、300mの区域であると。そうすると、当然環境整備課としてはですよ、説明会のエリアであっても、何であっても、この300mが適当なのかどうなのか、論議をされる必要性があるんじゃないですか。ないんですかね。会議の設定だから300mでいいち、そんなばかげた話はないでしょう、どうですか。

市民環境部長

少し廃掃法並びに紛争予防条例の解釈のほうからご説明いたしたいと思いますが、廃掃法におきましては、そういった地域の指定とかいうものはございせんが、あくまでも事業活動行いうえで、適正に環境の保全を守ると、法令上の表現はちょっと違うかしれせんが、基本的にはそういうことでございます。

ただ近年、福岡県内におきまして、内住の産廃問題を始めとして、いろんな産業廃棄物処理施設の設置当時、それから、設置した後、いろんな問題を抱えてきたことにつきましては、皆さん方もご承知のことと思います。その中で、県が、この紛争予防条例を整備したわけですが、あくまでも、この紛争予防条例につきましては、本委員会の冒頭に課長が説明したとおりでございます。この施設の設置が適正かつ円滑に行われるように設置者にいわゆるこの施設を今届け出を出しておる嘉飯山砂利建設株式会社に対して、環境の保全に配慮するよう指導するとともに、周辺住民の産業廃棄物処理施設の必要性等に対して理解が得られるように努めることと県の条例ではそういうようになっております。

ただいろいろございますが、先ほど言いましたように、その位置づけの中で、まずは設置者

が説明会をしますというその周知について義務付けをし、その意見を市に求められたものでございます。ですから、その後何度も申し上げますように、確かに、今までも今日も傍聴に来られております方々も含めまして、いろんなご意見を伺っております。その意見というのは、今後ですね、説明会が開催された中で、いろんなご意見を言っていただきたいと思いますし、それに対して、設置者が見解書を出すわけでございますから、市といたしましては、その後それぞれの意見を踏まえて、次が、市内の環境保全、先ほどから質問者が言われますようなことを踏まえながら、十分内容を精査して、意見を出すということになると思います。

瀬戸委員

ちょっと整理をしてみたいと思うんですが、当初ですね、業者側から申請、産業廃棄物処理施設を作りたいと県のほうに申請が出ます。県のほうはそれを受けて、環境調査書を作って、これを市長に知事から送ってくるわけですね。これ、当初受けられるのはどこですか、市長宛てに来たときは。

環境整備課長

環境整備課でございます。

瀬戸委員

環境整備課に直接来るの。市長宛てに来たものが環境整備課に直接来ますか。

環境整備課長

総務課のほうにそれぞれいろんな文書がまいります。その中で、環境整備課のほうに振り分けられてまいります。

瀬戸委員

その時点では、市長はまだ目を通されない。総務課が全部開けて、各課に振り分けるということですか。

環境整備課長

そういったことでございます。

瀬戸委員

それでは、今の指定地域のことですが、先ほどから紛争条例の第7条の第2項 知事は前項の規定により環境調査書の写しを送付した市町村の長の意見を聞いたうえ、環境調査書にかかる指定地域を定めなければならないとなっております。当然、それに対して、今言われた総務課から環境整備課に回ってきましたと、この300m、地形によってはもっと違うように書いてあります、先ほど松本委員が言われました。この300mを決める根拠は何ですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:22

再 開 11:24

委員会を再開します。

環境整備課長

環境調査書がまいりました折に、県のほうから図面が付いてまいります。これにつきましては、資料の10ページに添付しております図面がございます。これが県からまいります。これに基づきまして、市のほうとして意見を出すということでございます。

瀬戸委員

県が一応300mの円を引いたものを持ってきたと。これ一緒に付いてきたと、その中で市が意見書を出すと。これは、何を説明するために300m以内と決めているんですか。何をするためですか。

環境整備課長

県のほうからこの300m、この10ページの図面がまいります。これに基づきまして、こ

の範囲で設置者が説明会の周知等々をやることで問題ないのかといったところで、この分は来るわけでございます。

瀬戸委員

設置者が、事業者側が、今から先の説明をするために、300mに決まっているということですか。他に何を説明するためですか。設置者は、今ここに従って、大気汚染とか騒音とか悪臭とか水質について一応県のほうに出してこういう調査で問題がありませんと、基準以下ですとか、そのことを説明するために決めているわけでしょ、違うの。

環境整備課長

県のほうから環境調査書がまいります。その中で、この300mの範囲の中で、大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質等についてどうかといった部分での...

市民環境部長

いま担当課長が300mという説明をしかけましたが、そういうことではございません。先ほどから言われますように、環境調査書の写しが市に送付され、また同時に、先ほどから何回も申し上げますように設置者がまず周知をしなければならないこの範囲が、県の条例で基づきますとおおむね300メートルですが、300mでよろしいかという市に対して意見をですね。

(「委員長」と呼ぶ声あり。)

瀬戸委員

私が聞いているのは、何を周知させるための範囲かと聞いているんですよ。

市民環境部長

説明会の日時、それから、こういった内容で説明会をしたいというところまでございます。

瀬戸委員

説明会はそうでしょうけど、何の説明をするための説明会なんですか。

市民環境部長

説明会におきましては、環境調査書の内容に基づいて、今後どのように施設を設置して、どのように今後活動していくかというところの説明をし、またその説明会の中で、いろんな質疑があるかと思いますが、その中で回答できるものにつきましては、口頭で回答していくということになるかと思えます。

瀬戸委員

いま部長が言われるように、そのまま鵜呑みにしてですよ、聞いて、じゃ始めに環境調査書が出来あがってきているわけでしょ。これには、何にも300m以内だったら問題ないというようなことずっと書いてありますよね。書いてあるでしょ。普通は150mでいいけど、300m以内にしたとかですね。ずっと書いてあるわけですよ。ということは、ここは始めからここは問題ない土地ですよと、後は、今日は地元の人が沢山お見えになっています。地元の意見を聞いて調整して、さあ事業させましょうという流れじゃないですか。そしたら、これは来た時に、指定範囲を決めるときに、市町村の長の意見を聞いたうえで書いてあります。市町村の長の意見を聞くということは、市民の長ですよ。地元市民の方の意見を聞いとかなないけんでしょうも。その時はどういうふうな、岩永さん係長行かれたでしょ、どっか。どういう説明をされたんですか。

環境整備課長

私のほうから係長に地元の説明に行かせております。また、その地元のほうの説明した内容につきましても私のほうが報告を受けておりますので、それにつきまして答弁させていただきたいと思えます。係長のほうより地元素案を持ってまいっております。この内容につきましては、環境調査書の部分を説明しながら、素案というかたちのでさせていただいておりますが、この意見書をこういった範囲の中で説明会の開催をさせていただきたいということでございま

した。その折に、地元のほうより先ほど申しました粉じん、騒音等のお話をいただいております。当然そういったものにつきましては、説明会開催時いろんな意見を出していただくということになりますので、そういったところでのお話という部分も説明しながら一度戻ってきたということでございます。

瀬戸委員

係長が行って、資料持って、こういうような範囲指定が決まりますので、こういうことで意見書を出しますという説明でしょ。何がなんか分からんと言うんですよ、地元は。個人宅で見えて、何も資料持ってこんで話されたとか、明星寺のほうも何か説明会があったけど、何か一方的にやりますよと、説明会をやりますような話だったと。地元が全然分かってないんですよ。そこに問題があるやないですか。こういうコンクリート破碎のね、中間処理施設ができますと、こういう申請が出ておりますと、この件に関して、やはり地元の人から意見を聞きますから、指定範囲を決めましたと、今やっと私たちは分かっているだけです。一向に分かからないですよ。ましてやね、市長が意見を聞いたうえで、市長が聞くということは、市民の意見を十分聞かないかんということでしょう。今さっき、松本委員も言われた同じ施設があると。300m以内で許可がおりていると。いまだに300m以内、以外から苦情出てないんですか、その辺はどう。

環境整備課長

いま現在、私どものほうに苦情があって確認できます分としては、ほぼ300mの部分で、苦情等についてはあっておりましたが、それを越えたところの部分からのそこに対する苦情といった部分は把握いたしておりせん。

瀬戸委員

でもあるんですね。先ほど言った設置場所の円で囲んでありましたね。これは、設置する機械から300mでしょ。2基すれば、300mの範囲が広がるわけでしょう。そして、その中にいる住民じゃないでしょう。自治会でしょう。いわゆる300m内に5件しかなかったら、5件の人に説明すればいいということじゃないでしょう。自治会、そこにかかった自治会には全て説明をしなくちゃいけないということじゃないですか。どうですか、その辺。

環境整備課長

この円の中には当然今回の場合、数件というかたちになりますが、先ほども説明しましたように、説明会にはこの関連する自治会の方でなくても当然参加できますし、意見も言うことができるといった状況でございます。そういった部分で、当然市としまして、行政側としまして、この説明会の開催につきましては、市報、ホームページ、回覧等を通じまして、市内全域に周知したいということで考えております。

瀬戸委員

いま後ろから声が出ていますが、市が周知させるのではなく、設置者のほうが周知させるということですか、範囲は。

環境整備課長

設置者が周知する部分につきましては、この300mというのがちょっと外れておりますが、300m以内の地域、これにつきましては、設置者が周知してまいります、それだけだと当然限られた範囲というふうになってしまいます。当然この説明会におきましては、破碎処理施設ということで各近隣のところも当然出てまいります。そういった部分で、設置者が周知できない部分につきましては行政のほうとして周知するというところでございます。

瀬戸委員

例えば、範囲ですよ。おおむね300m以内と、稲築で同じようなことがありましたね。稲築の場合、議会で取り上げられて、議会のほうから県のほうに意見書を出しています。1km以内、半径1km以内、これ半径300mですか、直径ですか、半径ですよ。半径1km以

内ということで意見書が提出されました。これは、範囲は広げることができるわけでしょ。その意見書の中で範囲がおおむね300mと、300mでしてあるけど、これは1km以内にすることもできる。これだけの自治会の方が見えてあるんですよ。それはどうなんですか。いろんな搬入するトラックもここに何台と書いてありますか、94台、これは往復かどうか知りませんが、往復であれば180何台の車通るわけですね。いろんな、あそこから入ってくるといったら、小正地区とか枝国地区とか通ったり、いろんなルートが考えられと思いますけど、そういうところにもすべて、いわゆる粉じんが上がったりとか、被害が及ぶ可能性もある。ということになると、範囲は広げてしかるべきじゃないかなと私たちは思うんですけど、その辺はどう考えておられますか。

市民環境部長

いま申されました嘉麻市の件につきましては、これは最終処分場か、確か類似したものだったと思いますので、1kmとか3kmとかということで、話がきとるかと思いますが、私も内容については詳細には存じ上げません。ただ、言われますこの範囲の指定といいますのは、先ほどから何回も申し上げておりますが、ただ先ほども課長が言いましたように、まずは県が公告というかたちをとってまいります。そして、最寄の本庁、それから出先の機関等にこういった環境調査書そのものをですね、閲覧できる体制を今後とってまいります。

また、飯塚市といたしましては、別途飯塚市自然環境保全条例に則ってですね、ご存じかと思いますが、米ノ山を始めとしたいろんな諸問題をいま見守っておるところでございます。ですから、市民の方々、もしくは例えば事業を行っておる方々ですね、いろんな関係する方々がおられると思います。ざっくばらんに申し上げまして、私も行ってはみましたが、確か国道から小正沿いといいますか、あの辺をトラックが今でもですね、砂利建設の業とか、真砂ですか、そういったことをしてありますから、行き交うところでございます。それはもう今でもですね、粉じんとか騒音とか、いろいろ思い悩んでおられる方々がおられることも私は承知いたしております。改めてまた、今度、破碎処理施設を作るのかといったところでございますが、本当に不安でたまらないというご意見もちゃんといただいてありますし、そのことは、私も認識いたしております。

その中で、これがまずは、あくまでも、何回も申し上げますが、設置者が周知すべきという点でございます。その後は県もお知らせもしますし、また、市といたしましても設置することに対して、環境の調査書が出ておる限りにおいては、ちゃんとやっていきますということで始まっておりますので、この段階で反対ということには市といたしましてはならないし、県も当然のことだと思いますが、ただ、設置者が周知する、その範囲内ですね、そして、説明会を開催して、この事業がこういったものだというようなことをいろいろ説明しなければならないし、そこが足りなかったら、私達はちゃんと説明してくださいよということも自然環境保全上の立場から言いますと、ものを言おうと思っております。

市民の方々、例えば事業とか、いろいろ関わってある方々はとにかくこの説明会がはっきり今後日時が決まれば、その場に行って、まずは聞いてみる。そして、疑い、例えば騒音の問題をどうするかとか、粉じんの問題をどうするかといったことを個人でも言えますし、または自治会で意見をまとめられて、意見を申す場が、そこにあると思っております。そして、そのこととそれに対して設置者がどうそれに対応していくのかと、粉じんの問題をどうする、騒音の問題をどうする、確かにいま質問議員がおっしゃったように、環境調査書の中では法令なりそういった環境基準で作成いたしておりますので、例えば、この部分については150名だとか、いろんな基準がございます。しかし、基準は基準としながらもですね、特に、周辺地域の方々がいろんな不安を持っておられますので、そのことに対して事業者が、いわゆる設置者がどうするのかというところが、今後ですね、説明会を開くことによって、そういったものが浮かび上がってくるだろうし、そういう問題を浮かび上がらせなければならないと思っております。



ですから、この事業そのものは県の許可ということに最終的にはなりますが、そこに行き着くまでにはですね、ちゃんとした意見の交換または環境の保全の協定を事業者と自治会なり、もしくは市がそこに関わって作り上げていくこと、そして、米ノ山の例をとりますと、そこに地域の方々なりが立ち入りができるような、そういった保全協定を私は結ぶことが大事なことであると思っています。

瀬戸委員

結局は、もうこれはスタートしているから、これチャートを見ても斡旋になってしまえば、ほとんどが許可が出るというかたちに、これ潰れたことはあるんですか。法的にいま言われたように、地元は反対していると、いろんな意見が出ていると、でも、説明会はした。今のエリアの説明会じゃないですよ、次の説明会。いま言われたいろんな話し合いをした。でも地元は反対して、なかなか話は前に進まない。それでも、これではダメですね、いわゆる斡旋申請すれば、法的に問題なければ、下りるわけですよ。どうですか、下りるんですよ、許可が。

環境整備課長

そのとおりでございます。

瀬戸委員

ということは、住民の意見は聞きおくと、もう出来るんやから、いわゆる協定書を作って厳しく市も見守っていきますよ、住民の方も立ち入り出来ますよ、それでいろんなことで心配がある方は協定書を作ってやっていきましょうと、出来ることありきなんですね。これはどうしようもない。市が悪いとかどうのこうのじゃない、県の条例ですからね。

ただ、そこでですよ、ここに出ている嘉飯山砂利建設は数カ月前、おおかた半年以上までなりますかね、ある人が私のところに許可なしでコンクリートの破碎をやっていると、機械を据え付けてやっているということを書いてこられました。調査に行きましたらやっていた。県のほうに調査課がありますよね、に言って調査した。ある県会議員さんに頼んでですね。おかしいやないかと、勝手に無許可でやりようやないかということで、今のところ、嚴重注意ということで、破碎はストップしています。いいですか、やっていたんですよ、もう既に。そうということで、止められたから申請すればいいと、私はそのようなかたちで出てきていると、そう思うんですよ。そういう業者さんと真剣に取り組んで、何か地元の人たちが話し合っ、協定書を作っちゃいいやないかと、その時、こう言われました。経営者側に言わしたら、建ったもの壊せちゃ言わんめえもと、返事が。知っていますか、飯塚市、環境整備課。やってたこと知っていますか。私は土木の部長とかには1回調査してくれということで、言いましたけど、知っていましたか。

環境整備課長

その分については、把握いたしております。

瀬戸委員

把握していた。でも県のことやから、市は手を出せない。でも、環境保全条例があるんですよ。環境保全条例に基づいてと。飯塚市民が困らないようにと言われていたにも関わらず、知ってて何かしましたか、そういうことをやってあるということで。

市民環境部長

その報告を受けました時は、当時環境整備課長を務めておりましたので、県にも出向き、状況を聞き、そして、当事者のほうに私のほうから直接電話をいたしまして、何をしようとかと、止めてくれと、そういった突っ込んだ話をしてですね、当然私が直接止めさせるわけいきませんけども、県の強い指導の中で止めたということでございます。

瀬戸委員

一応止まりました、止まりゃいいちいうもんじゃないね。いま据え付けてある機械は何tの機械ですか。

環境整備課長

当時の破砕機としましては、今回の資料の一番前に付けております施設の概要の破砕機のところがございます。この2基というふうに考えております。

瀬戸委員

2基ともあったの、2基とも座っとるの。

環境整備課長

この2基をベルトコンベアでつなぎまして、ということで考えております。この2基をベルトコンベアでつないで、操業していたというふうに把握しとります。

瀬戸委員

2基をつないで、操業してあったということ把握してあると。県のほうに言うと、5t未満で自分がたのを持ってきた分だけを割りよると、だから、嚴重注意して、止めましたと。いろんな業者さん、うちも持ってきよった、うちも持ってきよったと、いろんな業者がおられる、現実に。これは刑法違反なんですよ。そして、今の嘉飯山砂利組合さんはどういう許可持っています、営業許可。

環境整備課長

嘉飯山砂利建設株式会社でございますが、事業内容としましては、砂及び砂利採取販売、土木工事、建築工事、産業廃棄物収集運搬業でございます。

瀬戸委員

産業廃棄物収集運搬業を持ってあるわけですね。ということは、産業廃棄物の先ほどから出てくるいろんな法律はね、いろいろ講習も受けられる、規定講習がある。十二分に知ってある業者なんですよ。その業者さんが許可なく機械をもう設置している。そして、県に言うと、それ以上調査できない。マニフェストも要りますよ、人から受けいれると。マニフェストも要る。もっと遡れば、今の砂利、砂採取も大きな問題があるわけでしょ、地元はどんだけ姿ため池困っていますか。飯塚市で一回試算、もう7、8年前ですよ、僕が議員になってちょこっとして。修正してくれたら6千万円かかるから、出来ませんと。全部あそこに大雨の時に流れてくる。おまけに、よその土地は削りたくる。既成事実を作って買い取っていく。じゃあ、今の機械のあるところは、以前の砂利採取の範囲、当初出してあった範囲の中ですか外ですか、今の機械が座っているところ。

環境整備課長

岩石採取の許認可につきましては、商工のほうになりますので、私どもとしてその資料が今こちらにございませんので。現在、把握している分としては、外だというふうに。

瀬戸委員

ということは、その時点から違反しているわけじゃないですか、いわゆる砂利採取、岩石採取というんですか。した範囲を既に超えて削ったところに据えていると。それを把握しているのに、市は何をしているんですか、大体。県のほうにちゃんと通達するなりね、県のほうと何か力を合わせてその辺から止めなくちゃいけない。そんなものをほったらかして何が新しい申請ですか。おかしいでしょうも、やりよることが。そんなことを出来るわけがないでしょ、だから皆さん困ってあるんじゃないですか。それはどうですか、部長。

市民環境部長

岩石の採取、いわゆる真砂土の採取かと思いますが、それがどういったかたちで、どの範囲までというのが、私も十分には把握しておりません。今回の破砕処理施設そのものが、図面上の位置関係はこのあたりかなとは思っておりますが、実際にどこに設置してあるかまでは、私自身は確認をいたしておりません。先ほど言いましたように、何かもうしよると言ったところで、県のほうに行って、そして、実際に運び出したのか、運び込んだのか、そういったいろんなですね、写真を撮りながら実態を確認して、正に今もいろいろ指導して、場合によっては確

か勧告やったのでしょうか、ちょっとはっきり覚えませんが、そういった強い指導をですね、行うというふうに聞いておりましたし、その後どうなりましたかという中では、その当時はですよ、私が聞いとる中ではビニールシートを被せて止めたというようなところまでは確認しておりました。

瀬戸委員

その辺の範囲については部長達は知らなかったと、担当課も違いますので。現在ですね、写真が何部かあります。明星寺団地の高いところから望遠レンズで写してあるかと思うんですが、破碎したコンクリートがら、山のように積んであります。破碎した後の散らばったものも必ず瓦礫を搬入している跡があります。こういう違反をして、いま止められたから申請すればいいやないかと、その前の件もいろいろ違反がたくさんある。それを市も県も見逃しにしている。刑法でしょ、刑法。収集運搬業の許可を持ってあるところなんですよ。産廃についてはプロですよ。そういうことは分かれるでしょ、部長も皆さんも、その課におられるわけだから。そういうことをするような業者と安心して地元がどうして協定なんかできますか。

まず、前の問題でしょうが。県のほうにはっきり言って下さいよ、前の件はどうなったのかと、嘘ばっかりつくなど。5t未満を割りよりましたと、嘘言うなて。ちゃんと調査して下さいよ、県と併せて。刑法に触れることは刑法にきちっと訴えるようにして下さいよ、市のほうから。みんな市民が困っていることじゃないですか。どっちの目線に立ってもの言っているんですか、市民のための市役所でしょ。市長が今年の施政方針で言われていますよ。何と書いてあります、環境について。今後も緑豊かな自然環境を大切に、良好な生活環境を守るため、ごみの7分別化の推進によるごみ減量、リサイクルの推進、産棄物の適正処理、不法投棄等の施策を市民と協同により積極的に進めていきますと市長が言われているわけですよ。それを受けて、環境整備課は動いているわけでしょ。じゃ、市民のためやらなくちゃいけないじゃないですか。前の問題が先でしょ、今の問題より。それ調査して下さい、先に、どうですか。

委員長

暫時、休憩いたします。

休憩 11:55

再開 11:55

委員会を再開いたします。

環境整備課長

この問題につきましては、しっかり県のほうとまた調査をしながら、県のほうとしっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

瀬戸委員

課長、答弁されましたけど、今の申請のことはね、これ、ストップしてもろとかんといかん。意見書は引き上げてきたわけでしょ、引き上げてきたんでしょ。どうですか。

環境整備課長

こちらの手元のほうに引き取っております。

瀬戸委員

原本を確認させて下さい、議長でも結構です。議長、原本確認して下さい。議長宛てと齋藤市長宛てにですね、調査申し出書が出とります。平成22年8月3日、地元、明星寺自治会、明星寺団地自治会、潤野上区自治会、以前からも私が言った分からはきちんと調査して下さいと。そうしてね、安心して地元が協力をできるとかいう状況を作るのがあなた達の仕事やないですか。もしその業者がそこに開設させるにしても。この業者さんやったら間違いなからう、約束しちよっても守ってくれるし、何も心配ないと。そこまでして、初めての協定でしょうが。それがあなたたちの仕事でしょう。そこまでせんと、絶対これは前さえ進めることはならんですよ。どうですか。きちっと答弁して下さい。

環境整備課長

いま委員のおっしゃいますように、調査申出書が3自治会から出ております。実際、この調査につきまして、現在進めているところでございます。そういった中で、十分地元の方にも回答させていただきながら、対応していきたいというふうに考えております。

松本委員

確認します。今ストップをされている状況ですね。その状況の中で、話し合いを進めていくと言われておるんですかね。確認します。

環境整備課長

当然この調査を進めてまいります中で、地元の方にも説明を当然していきます。ご理解をいただいたうえで、意見書の提出ということになる運びです。

松本委員

それで、飯塚市の前のいろいろなことが今後の意見書に活かされなきゃならんです、もし出す時には、そのことを踏まえて、環境整備課は動いてもらわなくては困る。ただ単に、県の規則の中で、300mほぼ決まっているんでとか、説明会の位置と言われるけれども、じゃ300mが500mにして下さい。1kmにして下さいということが出来るんですか、最終に。そういうことも踏まえて、あなた方は意見書を出すときには出さなくてはいけない。しかし今、瀬戸議員から諸々その前にまだまだ整理をしなくてはならないことが、それこそ山積みされている。その整理をまずやってもらいたいというのが、私、この委員会の意見だというふうに思いますが、確認、よろしいですか、その確認は。

市民環境部長

いろんな方々からご意見いただいたこと、また、書面で出されております申し出書の内容を一部いま関係機関と協議なり、または調査を開始しております。今後、まず今回のこの意見書につきましては、あくまでも詳細な市としての環境保全上の意見を述べるところではございませんが、今まさに、一端提出いたしました今回の意見書につきましては取り下げを行っておりますので、この設置者が周知すべき、この範囲内はもちろんのこと、今後みなさん方がどんなふうに願ってあるのかも含めまして、いろいろとご相談をさせていただいた中で適切に対応していきたいと思っております。

松本委員

だから、一方ではちゃんと止めてその中でやっていただく。確認をしますよ、よろしいですか。

市民環境部長

安易に私どもだけの考え方だけで出すということは当然あり得ませんので、今後も地域住民の方々と話し合いの場を当然持つべきだろうと思っておりますので、その辺の意見も踏まえた中で今回の意見は意見、それからその後この環境保全についての、何回もいいますように、市としての見解を述べるわけですから、それに向けて努力したいと思っております。

松本委員

前段でありましたように、無許可でやっているとかいろいろなことがあるわけですよ。そういうことをあなた方は承知の上で、もう既に出て行っていたんですよこの意見書は。1人で行ったのか歩いたのか飛んでいったのか知りませんが、もう県のほうに行っていたんですよ。この委員会は所管ですよ。でもこの委員会のメンバー、誰も知らなかったと思いますよ。市民の皆さん方から話がありました。ちょっと待ってくださいと、そういうことは承知しておりませんと。あなた方は遠いところの産廃のことでちゃんと報告をされたりするのに、市民が困る、現実飯塚市のこういった問題について何の委員会に申し出もない。そんなことがあって、なんぞやというふうに私は思います。だからいま確認をしました。ちゃんと止めて、市民の皆さん方の意見を十二分に反映をさせてしかこの意見書は出さないと、ですね。よろしいですか。

市民環境部長

再度申し上げますが、市民のご意見なり、みなさん方のご意見も十分に聞きます。それから調査しなければならないことは確に調査をしてまいります、今この第7条に基づく意見においてはあくまでも設置者が周知しなければならない範囲内のみの意見でございます、この時点で例えば事業を止めるとか、例えばこういったものをしなければならないとか、そのことによってそれが解決したときでないとか、事業がやれないとか、そういった環境保全上に必要な意見というのは説明会の後、それぞれの意見が出されそれぞれの見解が出された後になると思っております。

松本委員

そういうことになると、あなた方の意見は聞きました。地域の意見もあるでしょうと。だがしかしやりますよと。そういうことですか。私どもはいったんこれは止めて、市民の声なり皆さんの声を反映したものをつくってくださいと言っているんです。前のことも含めて整理をしてくださいと。どうですか。

副市長

いま縷々論議を聞いておりまして、これはこの場ではっきりと一時再スタートをするということでストップいたしまして、内部でもよく協議をいたします。というのはもっと具体的に言いますと、先ほどから部長が説明してありますように、7条のあれは開催の範囲とか諸々のことがありましたけど、それを含めてですね、これが動き出すと幹旋に行くと自動的に事業が出てきてしまうのではないかとというのが、たぶん今のこの聞いておりますとご意見だと思います。そういう我々内部でもそれが実態なのかどうかというのも確認したいし、それで私自身も多少判断が甘かったことは、大変お詫びしなければならないと思っておりますが、説明会であれば、こういうものは端的な言い方をすれば、地元の方は大変不安を持たれる施設であろうというふうに思っておりますので、まずこの不安をどうして晴らしたらいいのか、少しでもその疑念をどうして拭いたらいいのかというのが正直な思いでした。ですから最初は説明会を開いてその中で担当部署が言いますように、地元の意見は何ほでもそこで言う機会があって担保されていると。だからそこであって、その次の市長の意見を求める12条ですか、ここでやれば、その段階できちとした市の対応ができるのではないかなというふうに正直思っておりました。

ただいまいろいろご意見を伺っておりますと、この第7条のスタートの時点の時からその辺の問題が非常に内包しているということを理解いたしますので、これをいったん止めまして白紙の状態での意見書を出すのかどうか、それといま担当が言っておりますように、以前にあったこともきちっと調査をいたしまして、もう少し内部でそういうことをきちっと踏まえまして協議をしたいというふうに考えております。

瀬戸委員

いま副市長からそういう答弁をいただきましてありがたいなと思われました。先ほどの調査申し出書、出ているんですね。これは市長の手元とかに、議長の手元に届いておりますか。届いておるんですか。それとここにも地元の方がいま言われたとおりですね、いわゆる産業廃棄物処理施設に係る環境保例に抵触（無許可営業・施設無許可設置等）してないか、この現状は飯塚市自然環境保全条例に抵触するのではないかと、いろんな心配をして調査申し出書が出てます。このあたりは十二分に先ほど言われましたように調査をしていただいて、そしてきちとした回答を地元の方に差し上げていただきたいと、これは要望しておきます。

田中委員

確認になります。いま副市長は白紙の状態に戻っているということでございますが、いま瀬戸委員から要望のありましたこの調査申し出書にきちっと回答していただいて、まず事前の調査をしていただくと、そのあとに新たに地域指定の意見書という形になるかと思っておりますが、松本委員の質問の中で答えまでいただかなかったと思っておりますが、いま300mという指定があり

ます。これを500mにする1kmにする、このようなことができるのかどうか。この点をお答えいただきたいと思います。

副市長

白紙になったのは、当然設置者はいま県のほうに出してありますから、そっちは白紙ではないでしょうけども、市の対応として白紙で臨むということでございます。それで意見書は先ほど県の施行規則におおむね300mと書いてあります。これ自身にもですね、私は担当そんなにこだわらないでいいのではないかというふうに、柔軟にですね、具体的に500mにするのか、1kmというのでひとくりにするのがいいのか、原則300mで、その中に例えば公有団地がありますとか、こういうところこういうところと具体的にするのがいいのか、まあこれはもし出せる状態になればそのときの論議ですけれども、その辺は300mガチガチにこだわる必要はないというふうに考えております。

田中委員

この指定地域に指定するのは地域指定基準に基づいて指定をされると思いますが、その中ではやっぱり地形等も勘案してということがあります。ご存じのとおりあの地域というのは盆地になっておりますから、風の向きとかそういったものを考えたら300mできちっと収まるということはないと思いますので、そのあたりはしっかりとどのあたりまで指定するのかというのを検討していただきたいと思いますし、また先ほどからも出ております大型トラックがどんどんどんどん出ます。そういった意味ではほんとにどのあたりまで広げていった方がいいのかというの、かなり広範な範囲になるうかと思えますけれども、このあたりは先ほど言われましたように、地域住民の方の意見をしっかりと聞きまして地域指定をするという考え方で、そのような考え方でいいですか。

副市長

この300mというのは、おそらく一般的に中間施設だから、例えば騒音とか塵灰ということで決めてあるんだろうと。これが最終処分地であれば私の聞くところでは、これは3kmと、10倍ぐらいの指定区域と。まあ3kmがいいか、また5kmがいいかというのは別ですけども、というふうなおおむねそういう目安の規定があるようです。ですからいま言われるように、地形の問題とか風向きとか、いろんな形でその辺は柔軟に私は対応すべきだろうと。そして何よりも住民の方が100%ということがないにしてもですね、おおむねこれであれば信用できるとか安心できるとかいうふうに、できるだけ私は行政としては持っていくべきだと思っておりますので、柔軟に対応していきたいというふうに思っております。

田中委員

これはどういう形になるのかわからないんですけども、事業者のほうからこの300mという地図でこられてますよね。これに対して飯塚市としてはこれで妥当なのかどうかという意見を述べるということですかね。どうなんでしょうかね。

副市長

私も正直、細かい具体的な事務的なのは別としてですね、こういうことでいいかということに来ておるわけですから、いやこれじゃあ飯塚市としてですよ、地元自治体としてはこれでは困ると、ですから範囲をここまで、それが実現するかは別としてですね、向こうの対応が。ただ飯塚市の地元自治体として、いやこれは仮に500mにしますと、500mまで広げてくれと、もうそうでないと大変困るという意見は当然出せるものと思っております。

田中委員

いま副市長言われましたが、例えばの話ですけども、500m広げてもらわないと困るということは言えるということでございますが、それに対して今度は事業所がそれにうんと言うかどうかという……これ事業所関係ない…県に出しますよね、県に出したら県が500mにするとかいう決定は県がされるということ……でしょうけど、これはあくまでも事業者が出したわ

けでしょ。...

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:10

再開 12:10

委員会を再開いたします。

瀬戸委員

地元では反対署名活動なんかも起こっています。これね、県のほうがどういう、まあ市長を通じて県のほうに出していくかと思うんですけど、私たちももっと現場を詳しく知るために現地調査におもむきたいと思いますので、委員長のほうでお取り計らいをお願いいたしたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

暫時休憩いたします。

休憩 12:12

再開 12:12

委員会を再開いたします。ただいま瀬戸委員から申し出がっております現地調査については次回の委員会でよろしいでしょうか。8月26日になりますが、その委員会のときに現地調査に行くということでよろしいでしょうか。

他に質疑ありませんか。

( 質疑なし )

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をすることで継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして市民文教委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。